

## 溶接ヒュームが特定化学物質障害予防規則（特化則）の特定化学物質に位置づけられたことによる、事業者の必要な措置

特化物としての規制	対処	備考
(1) 全体換気装置による換気等	全体換気装置、局所排気装置の設置	
(2) 1 溶接ヒュームの測定	作業環境測定機関による溶接ヒューム濃度測定	溶接作業者の個人ばく露測定
2 測定結果に応じた対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・換気装置の風量増加</li> <li>・呼吸用保護具の選択</li> <li>・フィットテスト</li> </ul>	電動ファン付きフード型（ルーズフィット型）についてはフィットテスト不要
(3) 掃除等の実施	毎日1回以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水洗い</li> <li>・HEPAフィルター付き真空掃除機</li> </ul>
(4) 特定化学物質作業主任者の選任	作業主任者技能講習の受講	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者講習(12h)</li> <li>・金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習(6h)</li> </ul>
(5) 特殊健康診断の実施	溶接ヒューム健診	
(6) その他必要な措置	従業員に対する安全衛生教育等	9項目について法令で定められている。

詳しくは厚生労働省ホームページへ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00001.html)

### フィットテストの実施について

金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場については、溶接作業に従事する労働者に対して、1年以内ごとに1回、定期的に呼吸用保護具（防じんマスク）のフィットテストを実施することが定められました。（令和5年4月1日施行）

群馬県溶接協会では、会員企業様のご負担軽減のため、フィットテストをお引き受けします。自社での実施が困難な時には、ご依頼ください。年に一度の恒例行事として計画することをお勧めします。

テストは柴田科学製マスクフィッティングテスターMT-11Dを使用した、信頼性の高い定量法で実施します。

詳しくは当ホームページ内 「マスクフィットテスト」へ